



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

平成29年12月18日(月)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、瀬戸建設株式会社(神奈川県小田原市)に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部	建設産業第一課長	きたの じゅん 北 埜 順	(内線6141)
	課長補佐	うがやま つよし 宇賀山 剛	(内線6142)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
瀬戸建設株式会社	国土交通大臣許可 (般・特-28) 第24267号	瀬戸 良幸	神奈川県小田原市

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

瀬戸建設（株）は、平成25年1月29日、神奈川県川崎市内のビル新築工事現場において、つり上げ荷重4.9トンの移動式クレーンを使用して建築資材のつり上げ作業を行わせるに当たり、関係請負人の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために必要な措置を講じなかった。

この件について、瀬戸建設（株）及びその現場代理人に対し、川崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反による略式命令があり、その刑が確定している。

このことが、建設業法28条第1項第3号に該当すると認められる。